平成２１年（フ）第８２４７号
大阪府茨木市星見町12番30号
債務者　福森　京子（旧姓田尾）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２５２号
大阪府高槻市東五百住町３丁目19番27号
債務者　森　ヨウ子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２６７号
大阪市西淀川区姫里１丁目９番31号　武西マンション
債務者　角　テツヱ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７６号
大阪府八尾市北本町２丁目14番24号　駅前コーポラス301号
債務者　久保美佐子（旧姓吉尾）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２８３号
大阪府豊中市上新田１丁目24番Ｂ―503号
債務者　宮原　敦宏
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２８６号
大阪府豊中市服部西町３丁目11番21―102号
債務者　野崎　浩二（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３００号
大阪市住吉区万代東１丁目５番10号
債務者　平野　明子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０４号
大阪府大東市諸福７丁目３番７号
債務者　松尾　泰孝
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０８号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番19―306号
債務者　髙良　満子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０９号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16―713号
債務者　松本　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３号
兵庫県西脇市黒田庄町黒田1421番地
債務者　藤原　照美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３９３号
香川県高松市浜ノ町60番25労住協浜ノ町グランドマンション511号
債務者　村尾　早苗（旧姓井坪）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５８号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4746番地
債務者　福岡　輝義
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
鹿児島県南九州市川辺町神殿5661番地
債務者　西　　建幸
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１３２７号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南２丁目154番地の67　菖蒲田浜町営住宅　Ａ―201号
債務者　浦山かほる
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２９号
仙台市宮城野区苦竹１丁目７番25―1208号
債務者　千葉　真紀（旧姓笹本）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６２号
仙台市青葉区北根４丁目９番５号　ガーデンハイツ北杜201
債務者　佐藤　佳代
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９１号
仙台市青葉区折立２丁目７番20―305号
債務者　小野　清人
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係